# 斜里町ファミリー・サポート・センター
# 会員の手引き

（令和８年４月改定版）



斜里町子育て支援センター　（０１５２‐２３‐５３５５）

## ○　目次


斜里町ファミリー・サポート・センターとは　・・・　1
斜里町ファミリー・サポート・センターの会員とは　・・・　1
会員登録の方法　・・・　2
活動の内容　・・・　2
斜里町ファミリー・サポート・センターのしくみ　・・・　4
援助活動の開始と終了の考え方　・・・　4
活動にあたっての心得　・・・　6
利用料金・利用料助成　・・・　7
自家用車の送迎を実施した場合の計算基準　・・・　11
更新・退会について　・・・　12
その他の留意事項　・・・　12
病気やケガへの対応　・・・　13
参考資料「援助活動チェックリスト」　・・・　14
ファミリー・サポート・センター補償保険　・・・　17
斜里町ファミリー・サポート・センターQ＆A（こんなときはどうするの？）
・・・　21

[会則等]
斜里町ファミリー・サポート・センター会則
斜里町ファミリー・サポート・センターのプライバシーポリシー


（第３期斜里町子ども・子育て支援事業計画　基本理念

すべてのこどもに生きる力を
大自然と共に　こどもの未来をみんなで応援

## ○　斜里町ファミリー・サポート・センターとは

子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助を行いたい人が、子育ての相互援助活動を行う会員組織です。斜里町が設置・運営する事業で「地域全体で子どもや子育て家庭を支えるまちづくり」をめざし活動します。

〇住所　〒099-4117　斜里郡斜里町青葉町４０番地２　斜里町子育て支援センター
〇TEL　0152-23-５３５５

## ○ 斜里町ファミリー・サポート・センターの会員とは

援助をする人も、援助を受ける人もセンターに入会し、会員として登録することが必要です。センターと会員は雇用契約によるものではありません。活動は会員同士の意志に基づき行い、センターはその調整役となります。

会員の種類は次の３つです。

### あずかり会員

- 斜里町内に居住の方
- 心身ともに健康で子育てに理解と熱意があり、原則として自宅で安全に子どもを預かることができる満 20 歳以上の方
- センター実施の会員講習会を受講された方



### おねがい会員

- 斜里町内に居住の方
- 生後６か月から小学校６年生までの子どもをお持ちの方

※町外に居住の方も利用できる場合があります。（要相談）



### 両方会員

あずかり会員とお願い会員に同時になることができます。



## ○ 会員登録の方法

登録は、斜里町ファミリー・サポート・センター事業に賛同し、制度の趣旨や目的を十分にご理解いただいた上でお願いします。

**[会員登録の手続き]**

入会申込書に必要事項を記入し、センターに提出してください。

※入会金はかかりません。

※必要な書類は、子育て支援センターにあります。

※おねがい会員は随時受け付けます。あずかり会員は毎年開催する「斜里町ファミリー・サポート・センター講習会」受講後に登録いただけます。

［登録に必要な書類］

①入会申込書（様式第１号）…必要事項を記入し、押印し提出してください。

②顔写真（３㎝×2.5㎝）２枚…入会申込書及び会員証に使用します。
センターで撮影もできます。

③宣誓書…あずかり会員のみ

≪あずかり会員のみ、自家用車で送迎援助を行う場合は、下記も必要です。≫

④免許証の写し

⑤自動車保険の加入内容のわかるもの（対人・対物無制限・人身傷害 3,000 万円以上）

## ○ 活動の内容

援助活動は補助的なものです。恒常的で長時間な預かりや急な依頼には対応できない場合がありますので、予めご理解ください。

**[援助活動の内容]**

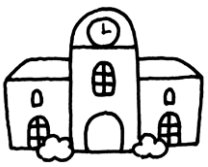
■保育園等の開始前・終了後の子どもの預かり

■保育園等までの送り迎え（送迎方法については会員同士の合意のうえ行うこと。別途交通費（実費）が生じます　→P11 参照）

■冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり

■買い物等の際の一時的な子どもの預かり

■その他、会員の育児のために必要な援助（要相談）



［注意］

・子どもを預かる場合は、原則としてあずかり会員の自宅で行います。ただし、おねがい会員とあずかり会員の間で合意がある場合は、公共施設での預かりも可能です。
（不特定多数の子どもが遊ぶ環境などでは特に安全に配慮が必要です。）
・宿泊を伴う預かりはできません。
・お預かりする子どもに 37.5℃以上の熱がある場合は、お預かりできません。
また、援助活動中に 37.5℃以上の熱が出た場合は、緊急の連絡先に連絡をさせていただき、援助活動は打ち切らせていただきます。
・風邪や感染性の病気、下痢や咳がひどい場合など、病児・病後児のサポートはできません。
・おねがい会員宅での家事援助は行いません。

**［センターの利用申込受付時間］**

月曜日から金曜日までの午前８時４５分～午後５時３０分まで
※土・日、祝日、年末年始休業日は受付しておりません。

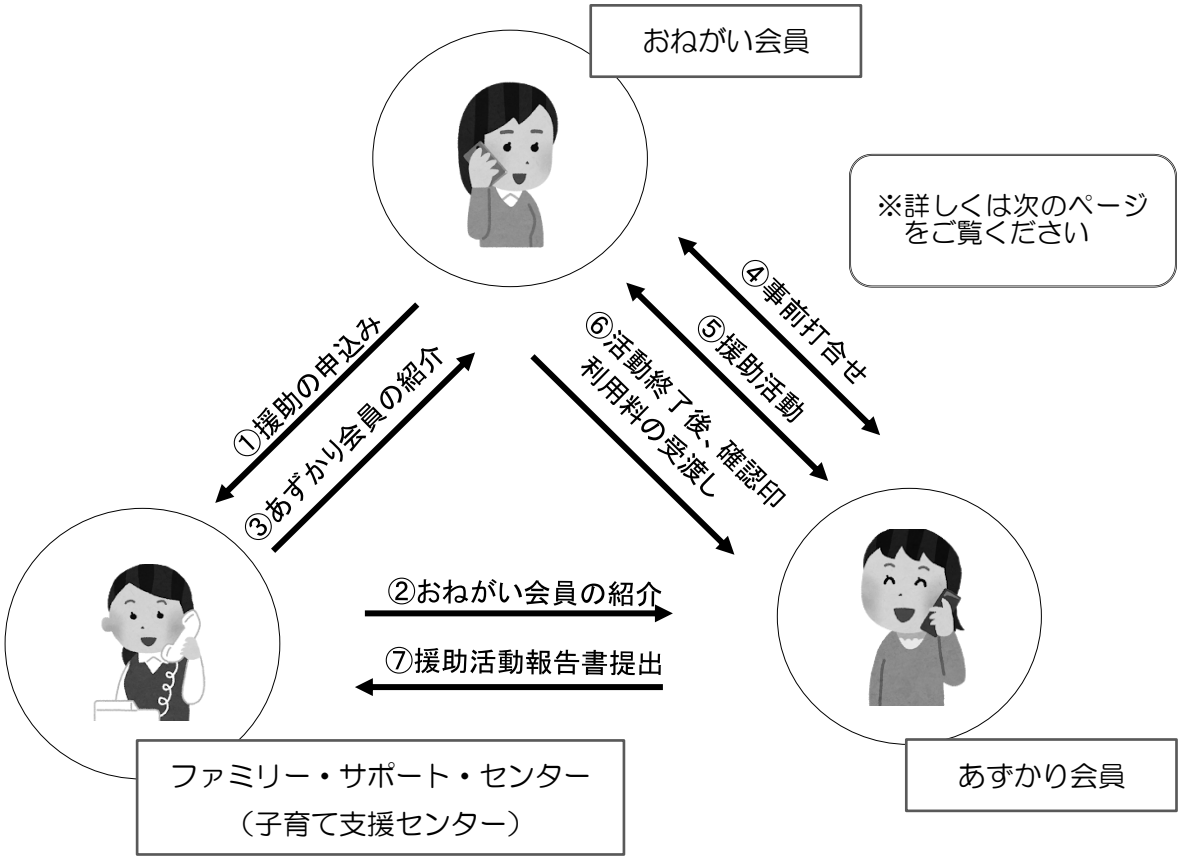
**［援助活動の利用時間］**

※土曜・日曜・祝日等も下記の時間の利用は可能ですが、あずかり会員と要相談です。（料金は利用区分等により異なります（P7 参照）

| 利用区分 | 利用時間 |
|---|---|
| 日中利用 | ・午前７時～午後７時 |
| 早朝・夜間利用 | ・早朝　午前６時～午前７時<br>・夜間　午後７時～午後９時 |



## ○ 斜里町ファミリー・サポート・センターのしくみ




## ○ 援助活動の開始と終了の考え方

○子どもをあずかり会員の自宅で預かる場合

⇒あずかり会員が子どもを預かった時から、おねがい会員に子どもを引き渡した時まで。

○保育施設等へ送る場合

⇒あずかり会員が子どもを預かった時から、保育施設等へ引き渡した時まで。

○保育施設等から迎える場合

⇒あずかり会員が子どもを保育施設等から預かった時から、おねがい会員へ引き渡した時まで。

※子どもの引き渡しは「大人から大人へ」が原則です。

※交通費の実費負担計算は別の考え方によります。（P11 参照）

# サポートのながれ

## 1．はじめて利用する場合

**スタート・会員登録**

**①援助の申込**

おねがい会員



おねがい会員は希望する日時をセンターへ連絡

**②センターがおねがい会員にあずかり会員を紹介**

センター(アドバイザー)



センター（アドバイザー）が、おねがい会員に条件に合うあずかり会員を、原則２人以上紹介します。

**③事前打合せ**

あずかり会員　おねがい会員　センター(アドバイザー)



「おねがい会員」「あずかり会員」「センター（アドバイザー）」が、あずかり会員の自宅で一緒に事前打合せをします。

- 事前打合せは初回のみです。
- 利用料金は発生しません。

**④援助活動を実施**

あずかり会員



あずかり会員が援助活動を行います。

**⑤報告書作成、確認印押印料金の支払い**

あずかり会員　おねがい会員



- あずかり会員は、援助活動終了後、報告書を作成し、おねがい会員に確認してもらいます。(3 枚複写のうち 1 枚をおねがい会員に渡す)
- おねがい会員はあずかり会員から印鑑と料金を受け取ります。

**⑥援助活動実績を月ごとに報告**



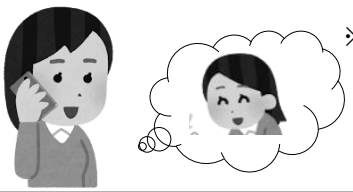

あずかり会員　センター(アドバイザー)

あずかり会員は、１か月分の報告書をまとめセンターに提出する。

## 2．２回目以降利用する場合

**①援助の申込**

おねがい会員



- おねがい会員は希望する日時を、事前打合せ済みのあずかり会員へ直接連絡し決定
- 援助活動日時をセンター（アドバイザー）へ連絡

**②援助活動を実施**

※上記④と同様

**③報告書作成、確認印押印、料金の支払い**

※上記⑥と同様

**④援助活動の報告**

※上記⑦と同様

２回目以降は、原則センターは通しません

## ○ 活動にあたっての心得

【全会員】

［個人情報の取扱い］

・援助により知り得た会員や会員の家族や家庭内等の事については、決して外部に漏らさないでください。当然、退会後もプライバシー厳守です。

［事前打合せ］

・援助活動は、会員同士の話し合いにより決定し、相互の責任と信頼関係のもと行うものです。事故やトラブルのないよう、事前打合せはお互い充分に行ってください。
不明点がある場合は必ず確認をしてください。

［会員証］

・紛失や登録内容（住所等）に変更が生じた場合は速やかにセンターへ連絡してください。

［援助活動の連絡］

・センターへの連絡なしに会員同士で援助活動を行わないでください。おねがい会員から活動依頼の連絡がない時は、事故などが起こった場合、保険の対象になりませんのでご注意ください。

［その他］

・会員間で、政治・宗教・営業等の活動等を目的とする活動は行わないでください。

| ✾おねがい会員 | ✾あずかり会員 |
|---|---|
| 1.援助活動チェックリスト（P15～16）を活用し、援助活動がスムーズに行われるようにしてください。<br>2.依頼した内容以外の援助を要求しないでください。<br>3.時間は必ず守りましょう。（開始・終了時間）。万が一遅れる場合、取り止めとなる場合は、必ず約束の時間より前にあずかり会員に連絡しましょう。<br>4.予定していた援助活動の取消や変更が必要な時は、相手の会員の方とセンターの両方に必ず連絡をしてください。 | 1.援助活動チェックリスト（P14～15）を利用するほか、援助活動中は常に子どもの安全を確認してください。<br>2.センターで決められている援助活動以外のことは行わないでください。<br>3.時間は必ず守りましょう（開始・終了時間）。万が一遅れる場合は、必ず約束の時間より前におねがい会員に連絡しましょう。<br>4.予定していた援助活動の取消や変更が必要な時は、相手の会員の方とセンターの両方に必ず連絡をしてください。<br>5.活動中に事故が発生したときは、子どもの安全を第一に、対応が済み次第、速やかにセンターへ連絡してください。<br>6.センターへは毎月必ず援助活動報告書を提 |

| | |
|---|---|
| | 出してください。<br>7.第三者に援助を任せないようにしてください。 |

※両方会員は「おねがい会員」「あずかり会員」それぞれの場合で心得を守りましょう。

## ○ 利用料金･利用料助成

おねがい会員は、その日の援助活動終了後、内容を確認し、必ずその都度利用料金及び実費を直接、現金で支払わなければなりません。つり銭の無いようお願いします。
信頼関係に基づく制度です。お互いのより良い関係を作るため、利用料については両者確認の下、明確にしてください。個人の判断による値引きなどはしないようにお願いします。
利用料金を滞納した場合は、その後の利用をお断りする場合があります。

**(1)援助活動の利用料金**

おねがい会員があずかり会員に支払う金額(30 分あたり)はこの金額です。

※30 分あたりの金額です。
※おねがい会員は下記の「本人負担額」を支払ってください。
（差額は町が助成します）

| 曜日・時間 | | 〈基本料金〉 | 〈本人負担額〉 |
|---|---|---|---|
| 月～金曜日 | 午前７時～午後７時 | 400 円<br>（200 円） | 200 円<br>（100 円） |
| 土曜日・日曜日・祝日・<br>年末年始・月～金曜日の上記の時間帯以外<br>※最大で朝６時から夜９時まで。 | | 450 円<br>（220 円） | 250 円<br>（120 円） |

※最初の 30 分までは、30 分に満たない場合でも 30 分とみなします。
※預かりを行う子どものうち、小学生を 2 人あずかった場合、2 人目以降の子どもが上記（　　）の額となります。
※援助時間が月曜日から金曜日までの午前７時と午後７時を含んでまたがる場合の計算は次頁のとおりです。（加算料金となる時間帯が 15 分以上ある場合は加算料金を適用して計算します。）

［支払金額の計算例］

【火曜日　午前 10 時から午前 11 時 50 分までのあずかりの場合】

| 利用時間 | 利用料金 | 実支払額 |
|---|---|---|
| ①　午前 10 時<br>～午前 11 時 30 分 | 1,200 円<br>（1 時間 30 分の料金） | 600 円 |
| ②　午前 11 時 30 分<br>～午前 11 時 50 分 | 400 円<br>（30 分の料金） | 200 円 |
| 合　計 | 1,600 円 | 800 円 |

【月曜日　午後６時 15 分から午後８時までのあずかりの場合】

| 利用時間 | 利用料金 | 実支払額 |
|---|---|---|
| ①午後６時 15 分～6 時 45 分 | 400 円<br>（30 分の料金） | 200 円 |
| ②午後６時 45 分～7 時 15 分 | 450 円<br>（夜間の 30 分の料金） | 250 円 |
| ③午後７時 15 分～7 時 45 分 | 450 円<br>（夜間の 30 分の料金） | 250 円 |
| ④午後７時 45 分～8 時 | 450 円<br>（夜間の 30 分の料金） | 250 円 |
| 合　計 | 1,750 円 | 950 円 |

※利用料金と実支払額の差額は、町があずかり会員に支払います。

### ⑵町利用料助成について

利用料助成制度①

［助成対象者］　斜里町ファミリー・サポート・センターの全てのおねがい会員

［助成方法］

おねがい会員

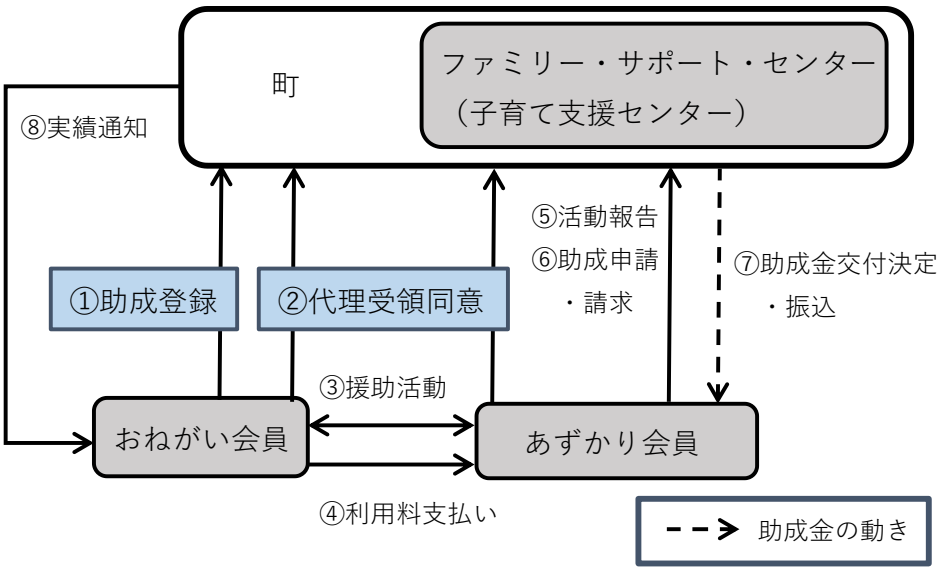
・最初の会員登録時に、「利用料助成登録意思確認（下図①）」「代理受領同意確認（下図②）」を、確認いただくことで援助活動を利用したときは、助成後の本人負担の利用料をあずかり会員に支払います。

・年度末に町から助成額の合計額をお知らせします。

あずかり会員

・最初の会員登録時に、「代理受領同意確認（下図②）」を、確認いただくことで本来の基本料金とおねがい会員から受け取った額の差額を、後日、助成金として受け取ります。

※この支払いをもって、おねがい会員に助成金があったものとみなします。




利用料助成制度②

［助成対象者］　次の①・②・③の全ての条件を満たすおねがい（両方）会員

① 斜里町に居住されている方

② 保育園（所）・認定こども園などに申し込みをしているが「入所保留」とされている児童の保護者

③ 子育てのための施設等給付制度（国の無償化制度）の対象外の方

［助成限度額］　児童一人当たり１か月 10,000 円

※「利用料助成制度①」と合わせて適応になります。

［申請方法］　・サービス利用後は、一旦通常通り「利用料助成制度①」を適応後の料金を支払い、後日申請書に必要書類を添付し窓口に申請してください。（３月利用分は４月１０日まで）

［添付書類］　①「入所保留通知書」（手元にない場合は児童育成係にお問い合わせください）

②「援助活動報告書」（利用後にあずかり会員から受け取る書類です）

③振込口座のわかる書類

**⑶キャンセル料**

援助活動の時間より前に連絡することが原則です。

キャンセル料は、助成の対象外です。P7 の基本料金です。

●おねがい会員の都合によるキャンセル（例：子どもの体調不良・予定の変更など）

| 区分 | キャンセル料金 |
|---|---|
| 依頼予定日の前日 | 無料 |
| 依頼予定日の当日 | 1 時間に相当する額（ただし、30 分以内の依頼であれば 30 分に相当する額）<br>※助成対象外なので、月～金曜日の日中でで、30 分あたり 400 円です。 |
| 無断取り消し | 依頼予定時間分の料金の全額<br>※助成対象外なので、月～金曜日の日中でで、30 分あたり 400 円です。 |

※キャンセル料金は 1 両日中におねがい会員からあずかり会員へお支払ください。

●悪天候等によるキャンセル（例：特別警報・暴風雪警報発令時など）

| 区分 | | キャンセル料金 |
|---|---|---|
| 当日キャンセル | 援助活動開始前にあずかり会員と連絡がついた場合 | 無料 |
| | 援助活動開始時刻までにあずかり会員へ連絡をしなかった・連絡をとれなかった場合 | 全額<br>※助成対象外なので、通常時間で、30 分あたり 400 円です。 |

※「台風」「吹雪」等により援助活動に危険が伴う場合は、早めに援助活動を取り消してください。その場合、当日でもキャンセル料はかかりません。

※キャンセルの場合、おねがい会員はあずかり会員とセンターに速やかに連絡をしてください。センター受付時間外にキャンセルや日程変更があった場合は、翌日以降にセンターに連絡をしてください。



**（4）実費負担について**

| 利用料以外に経費を要するもの | 負担額 |
|---|---|
| 子どもの送迎等に係る交通費 | 実費<br>※公共交通機関、タクシーを利用した場合は会員及びあずかった子どもの料金の合計<br>※あずかり会員の自家用車による送迎の場合は、下記を参照 |
| あずかり会員が用意した食事<br>※基本的にはおねがい会員が用意ください。 | 実費 |
| あずかり会員が用意したミルク（食事）、おやつ。オムツ代<br>※基本的にはおねがい会員が用意する。<br>※使用済みのオムツは、おねがい会員が持ち帰り処分する。 | 実費 |

## ○ 自家用車の送迎を実施した場合の計算基準

・５ｋｍ以内　100 円

・５ｋｍを超える５ｋｍ以内毎に 100 円加算

| 距離 | 金額 |
|---|---|
| 5km 以内 | 100 円 |
| ５ｋｍ超～10ｋｍ以内 | 200 円 |
| 10ｋｍ超～15ｋｍ以内 | 300 円 |
| 15ｋｍ超～20ｋｍ以内 | 400 円 |
| 20ｋｍ超～25ｋｍ以内 | 500 円 |
| 25ｋｍ超～30ｋｍ以内 | 600 円 |
| 30ｋｍ超～35ｋｍ以内 | 700 円 |
| 35ｋｍ超～40ｋｍ以内 | 800 円（最大金額） |

| 距離 | 金額（片道・1 支援あたり） |
|---|---|
| 斜里市街　⇔　ウトロ地区 | 一律 800 円 |

・グーグルマップ等のインターネット上の地図を使用して、事務局が距離を算出。

・当該援助活動のためにあずかり会員が移動した距離で算定する。

（原則、あずかり会員の自宅を起点とし、援助活動を終えて自宅に到着するまでの距離で算定）

・交通費実費は「援助 1 回毎」ではなく「送りまたは迎え毎」にカウントする。

（例）　迎え（２ｋｍ）→　預かり　→　送り（２ｋｍ）　　の場合

（迎え５ｋｍ以内 100 円）＋（送り５ｋｍ以内 100 円）＝（合計 200 円）

## ○ 更新･退会について

**[更新]**

センターより更新の意志について確認させていただくことがあります。

**[退会]**

退会する時は、センターで次の手続きをとってください。

・退会届の提出（押印が必要です）（全会員）…手引き、最後のページにあります。
・会員証の返還（全会員）
・個人情報の記載のある文書及び登録の際にお渡ししたファイルの返還（あずかり会員・両方会員のみ）
・転出の場合も、必ずセンターの退会届を提出し会員証及び登録の際にお渡ししたファイルを返還してください。（全会員）

**[その他注意事項]**

次の場合は、会員資格がなくなります。

※会員資格喪失の場合も上記退会手続きが必要になります。

・町外に転出したとき
・会員としてふさわしくない行為があったとき
・援助活動に必要な適格性を欠くと認められたとき
・子どもの年齢が対象年齢を超えたとき自動退会となりますので手続きは必要ありません。

## ○ その他の留意事項

≪自家用車での送迎について≫

どんなに短い距離であっても、年齢に応じ、チャイルドシートやジュニアシート、シートベルト等の装着を厳守してください。

・チャイルドシートが必要な場合は斜里町の「チャイルドシート短期貸出事業」を利用して、無償で借りることができます。
・ジュニアシートが必要な場合はセンターにご相談ください。

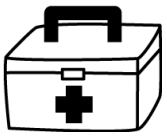
※ドアロックや子どもの年齢によってチャイルドロックを必ずかけてください。

シートを卒業してもシートベルトの着用をお忘れなく！



## ○ 病気やケガへの対応

援助活動中のケガや体調不良の場合は、子どもの安全を最優先に考えて応急処置などの対応を行ってください。



急を要しない場合

・直ちにおねがい会員に連絡し、対応を相談してください。
※あずかり会員個人の判断で、投薬や医療機関の受診はしないでください。
※消毒などの簡単な処置についても、事前打合せの時に確認しておきましょう。

急を要する場合

・急を要する場合は、迷わず救急車を呼びます。　☎：119番
・直ちにおねがい会員に連絡し、対応を相談してください。
・救急車が来るまでの手当の方法を聞き、それに従ってください。医療機関へ連れて行く際は、必ず「事前打合せ票」を持参してください。
・センターへの連絡も速やかにしてください。
※保険の手続きが必要になる場合もありますので、速やかに連絡を。
※可能なかぎり、時間・状況・対応など、発生から子どもの引き渡しまでの経過がわかるようにメモを取ってください。

・救急　　TEL　119番
・斜里町ファミリー・サポート・センター
（斜里町子育て支援センター）
TEL　0152-23-5355

・斜里町国民健康保険病院
TEL　0152-23-2102





## ○ 参考資料① 援助活動チェックリスト

安心・安全な援助活動を行うために、事前にチェックしましょう。
どうしたら活動がスムーズに行えるか、事故を防げるか、ちょっとした気配りをお願いします。
※両方会員はどちらもチェックです！

[あずかり会員用]

| | | |
|---|---|---|
| 家の中では | | |
| 1 | 子どもの動く高さにある鋭い角の家具・建具がある場合はクッション材をつけましょう。 | |
| 2 | 階段や段差は、子どもが転落しないための対策をしましょう。 | |
| 3 | ドアがバタンと閉まらないような対策をしましょう。 | |
| 4 | ベランダや窓のそばに踏み台となるものを置かないようにしましょう。 | |
| 5 | 暖房器具・家電製品（ポットなど）は、やけどをしないように囲いや手の届かない位置に置くなどの対策をしましょう。 | |
| 6 | 子どもを預かる部屋にペットが入らないようにしましょう。 | |
| 7 | 下記のものは要注意。子どもの手の届かないところに置きましょう。<br>□たばこ　□薬　□洗剤　□化粧品　□硬貨　□貴重品<br>□ボタン電池　□マッチやライターなど　□はさみや包丁などの刃物<br>□ビニール袋やラップ　□熱いお茶・ポット・鍋・アイロンなど | |
| 8 | テーブルクロスは子どもが引っ張ると危険です。避けましょう。 | |
| 9 | ブラインドの紐は子どもの手の届かない高さでくくっておきましょう。 | |
| 10 | 浴室には子どもがひとりでは入れないようにしましょう。 | |
| 11 | 浴槽や洗濯機、バケツに水を残しておかないようにしましょう。 | |
| 12 | 部屋の換気を適切に行いましょう | |
| 乳幼児の世話 | | |
| 1 | 子どもを抱いているときは、たばこを吸ったり、熱いものを飲んだりするのはやめましょう。 | |
| 2 | 乳幼児を子ども用ハイチェアやソファ、ベッドなどの高いところに置かないようにしましょう。 | |
| 3 | 乳幼児を寝かせる時は、理由がない限り、顔が見えるようあおむけに寝かせましょう。（うつぶせ寝は避けましょう） | |
| 4 | 敷布団は固めのものを使用しましょう。 | |

| | | |
|---|---|---|
| 5 | 赤ちゃんが寝ている周りにはタオル、ぬいぐるみなど不要なものは置かないようにしましょう。 | |
| 6 | 赤ちゃんの腕や足を強く引っ張らないようにしましょう。 | |
| 7 | 赤ちゃんを強く揺さぶらないようにしましょう。 | |
| 8 | おもちゃの安全に注意し、定期的に点検しましょう。 | |
| 9 | 子どもがおもちゃで危険な遊びをしていないか確認しましょう。 | |
| 10 | 幼児におやつや食事の提供をする時は、おもち・ナッツ類・あめ・こんにゃくゼリーなどは避けましょう。 | |
| 送迎 | | |
| 1 | 体格にあったチャイルドシートやジュニアシートを使いましょう。 | |
| 2 | 子どもを車に乗せる時は、チャイルドロックをしましょう。 | |
| 3 | 車のドアやパワーウィンドウを閉めるときは、窓から子どもが顔や手を出していないか確認しましょう。 | |
| 4 | 子どもを車の中にひとりにしないようにしましょう。 | |
| 5 | 子どもと道路を歩く時は、手をつなぎ、大人は車道側を歩きましょう。 | |
| 私のチェック項目（自分で気を付けることを見つけた時に記入してください） | | |
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |

[おねがい会員用]

| | | |
|---|---|---|
| 事前打合せの時 | | |
| 1 | 「事前打合せ表」を記入し、センターに渡しましょう。 | |
| 2 | 援助活動を行う場所や部屋を確認しましょう。 | |
| 3 | 子どものアレルギーの有無や気になるところなどは伝えましょう。 | |
| 4 | 万が一、災害が起こった場合の子どもの受け渡しや避難場所などを確認しましょう。 | |
| 5 | 子どもの体調不良などの場合の緊急連絡先を複数知らせておきましょう。 | |
| 6 | 急を要しないような擦り傷等の場合の対応について確認しましょう。（使用する薬等） | |
| 7 | 園・学校・仲よしクラブ・習い事の送迎の場合、送迎先の先生に誰が送迎するかを伝えましょう。 | |
| 8 | 車での送迎を依頼する場合、チャイルドシートやジュニアシートの有無を確 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 認しましょう。必要に応じて受渡しをし、取り付け方なども伝えておきましょう。 | |
| ９ | 食事の提供を依頼する場合、食事の量の確認や食べなかった場合などの実費について確認しましょう。 | |
| 10 | おやつ、テレビやゲームの時間など、してもよいこと、してほしくないことの確認をしましょう。 | |
| 子どもを預ける当日 | | |
| １ | 子どもの体調を確認しましょう。 | |
| ２ | 預ける際に必要な荷物等、忘れ物はありませんか？ | |
| ３ | 子どもの体調不良などの際の緊急連絡方法・連絡先を再確認しましょう。 | |
| その他 | | |
| １ | 普段から子どもに交通ルールやよその家でのマナーを教えておきましょう。 | |
| 私のチェック項目（自分のケースで必要なチェック項目があるときに記入してください） | | |
| １ | | |
| ２ | | |
| ３ | | |
| ４ | | |
| ５ | | |

## ○ ファミリー・サポート・センター補償保険

**≪補償保険の目的≫**

万が一の事故に備えて、センターで補償保険に加入しています。会員になると自動的に「⑴サービス提供会員傷害保険」「⑵賠償責任保険」「⑶依頼子供傷害保険」の３つの保険に加入することになります。

なお、援助活動は、援助を行うものと受けるものとの準委任契約に基づくもので、基本的には当事者である会員相互間において解決することとなりますが、困ったことがある場合は、センターへ連絡してください。

※会員は保険料を負担する必要はありません。（センターが負担します。）

※センターを通さないで行われた援助活動は、事故が生じても補償保険の対象にならないので注意をしてください。

いずれの保険も保険会社の審査があり、全てに適用となるわけではありません。

**①サービス提供会員傷害保険　/　対象：あずかり会員**

あずかり会員が、センターの紹介による援助活動の提供中や、援助活動を提供するため自宅とおねがい会員宅や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

[補償例]
- あずかり会員が子どもの食事を調理中に火傷した
- 子どもを預かりに行く途中、自動車事故にあってけがをした

[対象とならない主な例]
- 脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- むちうち症や腰痛で医学的他覚所見のないもの
- 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒
- 地震もしくは噴火または津波によって被った被害
- 故意によるけが
- その他「急激かつ偶然的な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼け、日射病など）等

［補償内容］

| 事由 | 保険金額（補償額） | 保険金をお支払する場合 |
|---|---|---|
| 死亡 | 400 万円 | 事故日より 180 日以内の死亡 |
| 後遺障害 | 程度により 400～16 万円 | 事故日より 180 日以内の後遺障害 |
| 入院（1 日） | 3,000 円 | 事故日より 180 日以内の入院（180 日が限度） |
| 手術 | 手術の種類に応じて 3,000 円×所定倍率（10 倍または 5 倍） | 事故日より 180 日以内の手術 |
| 通院（1 日） | 2,000 円 | 事故日より 180 日以内の通院した場合（90 日が限度） |

**②賠償責任保険　/　対象：あずかり会員の賠償責任**

あずかり会員が援助活動提供中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者（おねがい会員の子どもを含む他人。なお、あずかり会員と同居の親族を除く）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターもしくはあずかり会員が負担する賠償金等を補償するものです。

［補償例］
- あずかり会員の不注意でお湯がこぼれ子どもに火傷をさせてしまったことにより賠償請求を受けた場合
- あずかり会員が提供（調理）した食事やミルクが原因で、子どもが食中毒を起こしたり、やけどを負ったりしたことにより賠償請求を受けた場合

［対象とならない主な例］
- サービス提供会員傷害保険に同じです。(P18 参照)

［補償内容］

| 保険の種類 | 支払限度額 | 保険金をお支払する場合 |
|---|---|---|
| 施設賠償責任保険 ※1 | 対人・対物合算 1 名・1 事故　2 億円 | 法律上の損害賠償金、賠償責任に関する訴訟責任や弁護士費用等の訴訟費用等 |
| 生産物賠償責任保険 ※2 | 対人・対物合算 1 名・1 事故　保険期間中 2 億円 | |
| 初期対応費用 | 1 事故　1,000 万円 | 担当者の派遣費用・事故現場の保存費用等 |
| 訴訟対応費用 | 1 事故　1,000 万円 | 訴訟の際に必要となる内部費用（交通費、事故原因調査費など） |
| 受託者賠償責任保険 | 1 事故　10 万円 保険期間中 50 万円 | おねがい会員から預かった現金が損壊・紛失し、または盗取・詐取された場合 |

※1　施設賠償責任保険は、動作に応じて起きた事故に対し、賠償責任が生じた際に適用となります。

例）床が抜けてけがをした。

※2　生産物賠償責任保険は、提供会員が生産したものが原因で起きた事故に対し、賠償責任が生じた際に適用となります。

例）あずかり会員が調理した飲食物で食中毒が発生し、賠償責任が生じた場合。

**③依頼子供傷害保険　　/　対象：あずかりの対象の子ども**

おねがい会員の子どもが、援助活動を受けている間に、急激かつ偶然なる外来の事故によって傷害を被った場合に、あずかり会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

[補償例]

・子ども同士がふざけていて階段から落ち、けがをした。

・子どもが犬にかまれてけがをした。

[対象とならない主な傷害]

・サービス協力会員傷害保険と同じです。

[補償内容]

| 事由 | 保険金額（補償額） | 保険金をお支払する場合 |
|---|---|---|
| 死亡 | 300 万円 | 事故日より 180 日以内の死亡 |
| 後遺障害 | 程度により 300～12 万円 | 事故日より 180 日以内の後遺障害 |
| 入院（1 日） | 3,000 円 | 事故日より 180 日以内の入院（30 日が限度） |
| 手術 | 手術の種類に応じて 2,000 円×所定倍率（10 倍または 5 倍） | 事故日より 180 日以内の手術 |
| 通院（1 日） | 1,000 円 | 事故日より 180 日以内の通院した場合（90 日が限度） |

**④お見舞い金制度**

お見舞金制度は、サービス利用者の子どもがサービス提供者の財物を破損したり、サービス提供者の子どもにけがをさせた場合に、サービス提供者に対して 60,000 円を限度にお見舞金を支払う制度です。

ただし、自動車事故であずかり会員自身が加入する自動車任意保険を使用した場合は一律 5,000 円、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は一律 10,000 円（感染症により死亡した場合は一律 30,000 円）が支払われます。

## ⑤移動サービス専用自動車保険　/　対象：ファミサポ活動中の送迎支援時の事故

ファミリー・サポート・センターの活動中、あずかり会員の自家用車を用いて依頼子どもの送迎等を行っている間の事故に、あずかり会員が加入している自動車保険に優先して支払われる保険です。

［補償内容］

| 保健の種類 | 支払限度額 | 保険金をお支払いする場合 |
|---|---|---|
| 対人賠償責任保険 | 無制限（免責なし） | 契約の車の事故により他人を死亡させたりケガをさせて法律上の賠償責任を負う場合 |
| 対物賠償責任保険 | 無制限（免責なし） | 契約の車の事故により車や塀等の他人の財物を壊したり、ご契約のお車が線路に立ち入り、電車等を運行不能にしたりして、法律上の賠償責任を負う場合 |
| 移動サービス<br>事業者向け<br>人身損害保険特約 | 3,000 万円<br>（5 日以上入院した場合障害一時費用保険人として<br>10 万円） | 契約の車の事故により補償を受けられる方がケガ・死亡された場合や補償を受けられる方に後遺障害が生じた場合 |
| 対物超過修理費用<br>補償特約 | 時価額を超える修理額に過失割合を乗じた額<br>※1 事故 1 台 50 万まで | 対物賠償責任保険では保証されない、相手方の車の「時価額を超える修理費」 |
| 車両運搬・緊急時応急対応費用に関する特約 | 上限額 15 万円 | 契約の車の事故・盗難にあった場合故障もしくは電気自動車の充電切れにより走行不能となりレッカー搬送された場合<br>または、車両自体のトラブル、電気自動車の充電切れにより走行不能となり、その地で自力走行できる状態に復旧した場合 |

※当センターが加入しているプランには車両保険は含まれておりません。

## ⑥感染症補償制度　/　対象：あずかり会員

ファミリー・サポート・センターの活動中、あずかり会員が感染症に感染したことにより死亡または入通院した場合に、センターが「斜里町ファミリー・サポート・センター感染症補償要綱」に基づき見舞金をお支払いする制度です。

| 事由 | | 保険金額 |
|---|---|---|
| 感染症葬祭見舞金 | | 100 万円 |
| 感染症入通院見舞金 | 入通院日数 | |
| | 15 日以上 | ５万円 |
| | 8～14 日 | ３万円 |
| | 4～7 日 | ２万円 |
| | ３日以内 | １万円 |

## ○ 斜里町ファミリー・サポート・センターQ＆A(こんなときはどうするの？)

| | |
|---|---|
| Q１ | お願いする援助活動は必ず引き受けてもらえますか？ |
| A１ | あずかり会員の都合が合わない場合や、すでに他の援助活動が入っている場合は援助を断られる場合があります。<br>あずかり会員は複数のおねがい会員の援助を受け持っており、先に連絡があった方を優先します。 |

| | |
|---|---|
| Q2 | あずかり会員が急な用事で預かれなくなったときは、どうしますか？ |
| A2 | あずかり会員は、おねがい会員とセンターに電話をして援助活動を休んでください。<br>おねがい会員は、他のあずかり会員が必要であれば、センターに連絡してください。援助活動ができるあずかり会員が見つからない場合は、ファミリー・サポート・センター以外の保育先を探してください。 |

| | |
|---|---|
| Q３ | 祖父母があずかり会員として孫を預かることはできますか？ |
| A３ | この事業は、かつて血縁関係の中で対応してきた子どもの世話を、都市化、核家族化の進展に伴い、希薄となった現在、これを代替するものとして創設された地域における相互援助活動です。したがって、別居の親族の援助が得られる場合にこれを利用することは、家族間の扶助であり、たまたま両者が会員であったとしても、会員としての援助活動にはなりません。 |

| | |
|---|---|
| Q4 | あずかり会員が子どもを預かっている時に、買い物に出かけるのに預かっている子どもを連れて行ってよいでしょうか？ |
| A4 | 援助活動中にあずかり会員が自分の用事を行うことはできません。 |

| | |
|---|---|
| Q5 | あずかり会員の夫の運転する車に乗って子どもを預かる活動はできますか？ |
| A5 | 会員でないあずかり会員の夫の運転で援助活動はできません。万が一事故が発生した場合も保険の適用外となります。 |

| | |
|---|---|
| Q6 | 室内犬がいますが、自宅での託児はできますか？ |
| A6 | ペットと触れ合う機会は当事者間で合意されていれば問題ありませんが、十分注意して活動を行いましょう。ただし、アレルギー等がある子どももいますので、登録の際に「ペットがいること」をセンターにお知らせください。 |

| | |
|---|---|
| Q7 | 預かった子どもにおやつや飲み物を提供してもいいですか？ |
| A7 | おやつや飲み物は、原則としておねがい会員に用意をしていただきます。<br>近年、食物アレルギーの子どもが増えており安易な提供は避けてください。また、家庭の方針で甘いものを控えている場合もあります。<br>あずかり会員のご好意で提供する場合も、必ず事前におねがい会員の了解を得てください。 |

| | |
|---|---|
| Q8 | 預かった子どもがアトピーで体をひっかいてかわいそう。<br>かゆみによく効く薬が家庭に常備してあるので塗ってあげてもいいですか？ |
| A8 | おねがい会員が用意した「ぬり薬」以外は望ましくありません。なお「のみ薬」の場合は、おねがい会員が用意したものであっても投薬はさけて、子どもをあずかる前後におねがい会員にお願いしてください。 |

| | |
|---|---|
| Q9 | おねがい会員があずかり会員に利用料金を払う時、注意することはありますか？ |
| A9 | 斜里町ファミリー・サポート・センター事業は相互援助の精神に基づく活動です。お金でサービスを買うという性質のものではありません。子どもの年齢により、金銭の受け渡しに配慮が必要な場合があるので、留意をしてください。 |

| | |
|---|---|
| Q10 | 援助活動による報酬は確定申告が必要ですか？ |
| A10 | 活動報酬は、雑所得となります。給与所得は、雑所得等が年間 20 万円を超えると確定申告が必要です。活動報酬以外他に所得がない場合は、報酬額から経費を差し引いた額が 38 万円（基礎控除）を超えない時は必要ありません。 |

| | |
|---|---|
| Q11 | 斜里町ファミリー・サポート・センターと会員の関係はどうですか？ |
| A11 | 会員はセンターの構成員であり、センター（具体的にアドバイザー）は会員間 |

| | |
|---|---|
| | で行う相互援助活動の調整を行うものです。形式的にも実質的にもセンターとは雇用・労働関係にはありません。<br>①アドバイザーがおねがい会員から援助の申し込みを受け、あずかり会員を紹介する場合、その人に援助をお願いするかどうかは、援助の申込を行ったおねがい会員の意志に基づくものであること。<br>②援助を行う時間・場所については、援助の申込の内容によるものであり、アドバイザーの指示によるものでないこと。<br>③アドバイザーは会員間の相互援助活動の調整を行うにあたって、トラブルを避けるために適切なアドバイスを行うことはあるが、援助活動について一般的な又は具体的な指導監督を行うものでないこと。<br>④報酬が支払われる場合、相互援助活動について、おねがい会員からあずかり会員に直接支払われるものであり、センターから会員に対し労働の対価として払うものではありません。<br>会員とセンターの間では雇用・労働関係を前提とする労働基準法、その他の労働関係諸法規は適用されず、また労災保険等の労働保険関係が成立することはありません、 |

# 会 則

## ○ 斜里町ファミリー・サポート・センター会則

（名称）

第１条　本会は、斜里町ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

（事務所）

第２条　センターは、事務所を斜里町青葉町４０番地２　斜里町子育て支援センター内(以下同じ。)に置く。

２　センターの開設日は、月曜日から金曜日（ただし年末年始及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）とする。

３　センターの開設時間は午前８時４５分から午後５時３０分までとする。ただし、会員の援助活動はこの限りではない。

（目的）

第３条　センターは、子育ての援助を行いたい者（以下「あずかり会員」という。）と子育ての援助を受けたい者（以下「おねがい会員」という。）とを組織化し、会員同士が子育てに関する相互援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことにより、仕事と子育てを両立し、安心して働くことができるような環境づくり並びに児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（センターの事業）

第４条　センターは、次に掲げる事業を行う。

⑴センターの会員（以下「会員」という。）の募集、登録その他会員組織に関すること。

⑵会員相互の援助活動の調整に関すること。

⑶会員に対して援助活動に関する研修及び指導に関すること。

⑷会員間の交流や情報交換に関すること。

⑸関係機関との連絡調整に関すること。

⑹センターの広報活動に関すること。

⑺前各号に掲げるもののほか、この事業の目的達成に必要と認められること。

（会員の要件）

第５条　会員は、センターの趣旨を理解し、子育ての援助を受けたい者又は子育ての支援を行いたい者であって、斜里町ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第７条に該当する者とする。

２　会員は、信義に基づき誠実に援助活動を行うこと。

３　援助活動により知り得た家族の事情及び個人情報を侵害し、又は秘密を漏らしてはならない。退会した後も同様とする。

４　会員は、援助活動を通じて、物品等の販売若しくはあっせん又は宗教活動若しくは政治

活動等を行ってはならない。

（入会）

第６条　会員としてセンターに入会しようとする者は、入会申込書をセンターに提出し、センターの承認を得なければならない。

２　会員は、入会に際して、センターの実施する説明会や講習会を受講しなければならない

３　センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証を交付するものとする。

４　あずかり会員とおねがい会員は、これを兼ねることができるものとする。

（保険）

第７条　会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入するものとする。

２　前項の保険に加入する費用は、センターが負担するものとする。

３　会員は援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

（損害の賠償）

第８条　会員は、故意または過失によりセンターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（退会）

第９条　会員は、退会しようとするときは、退会届に会員証を添えてセンターに提出しなければならない。

（登録の抹消）

第10条　センターは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

⑴この会則に違反したとき。

⑵故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたとき。

⑶援助活動に必要な適格性を欠くと認められたとき。

⑷会員の要件に該当しなくなったことが判明したとき。

⑸その他会員としてふさわしくない行為があったとき。

（アドバイザー等）

第11条　センターにアドバイザーを置く。

２　アドバイザーは次の各号に掲げる業務を行うものとする。

⑴センターの業務の内容の周知、啓発

⑵会員の募集、登録

⑶会員の統括

⑷サブ・リーダーの選任

⑸サブ・リーダーの育成指導

⑹会員の相互援助の調整

⑺ 保育所、幼稚園、小学校及び児童館等（以下「保育施設等」という。）との連絡調整

⑻会員に対する講習会の実施

⑼会員間のトラブルの助言
⑽センターの経理事務等の業務
3　アドバイザーは、援助活動の円滑な調整を図るため必要があると認めるときは、一定の地域を単位とする会員グループを設け、その世話役としてサブ・リーダーを選任し、当該サブ・リーダーに当該会員グループ内の援助活動の調整を行わせることができる。
4　サブ・リーダーはアドバイザーの指導のもと、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
⑴グループ会員の統括
⑵グループ会員の募集
⑶アドバイザーとの連絡調整
⑷グループ会員との連絡調整
⑸グループ会員の援助活動の調整
（相互援助活動の内容）
第 12 条　援助活動の内容は、次に掲げるとおりとする。
⑴保育施設等の開始時間前まで子どもを預かること
⑵保育施設等の終了時間後、子どもを預かること
⑶保育施設等までの送迎を行うこと
⑷冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること
⑸買物等外出の際、子どもを預かること
⑹前 5 号に掲げるもののほか、会員の育児のために必要な援助を行うこと
2　あずかり会員が子どもを預かる場合は、原則として当該あずかり会員の自宅において行うものとする。ただし、あずかり会員とおねがい会員との間で合意がある場合は、児童館や子育て支援センター等の公共施設、その他センターが認める場所で行うことができる。
3　子どもの宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。
（相互援助活動の実施方法）
第 13 条　おねがい会員は、援助活動を受けようとするときは、アドバイザー又はサブ・リーダーに対し、その申込みをするものとする。
2　アドバイザー又はサブ・リーダーは、前項の規定によりおねがい会員から援助活動の申込を受けたときは、おねがい会員が希望する支援の内容、日程等を確認し、あずかり会員との調整を行うものとする。
3　前項の規定によりあずかり会員と調整を行うおねがい会員は、当該申込みに係る援助内容等について、事前に十分な協議を行い、援助活動の実施を相互に決定する。
4　援助活動の調整を行ったアドバイザーは、調整の内容及び結果を記録するものとする。
5　おねがい会員は、事前打合せ書に必要な事項を記入し、前項による依頼内容以外の支援を求めてはならない。
6　あずかり会員は、援助終了後、援助活動報告書に記入し、おねがい会員の確認を受けなければならない。

7　あずかり会員は、前項の援助活動報告書及び月間内活動報告書を翌月５日までに、アドバイザー（サブ・リーダーが介する場合は、サブ・リーダーを経由して）に報告するものとする。

（援助活動の利用料等）

第 14 条　おねがい会員は、あずかり会員に対し、援助活動終了後、別に定める基準による利用料及び実費をその都度支払うものとする。

（個人情報保護）

第 15 条　センターは、会員から収集した個人情報について適正な保護対策を講じるとともに、会員に対してプライバシー保護の周知を図るものとする。

附　則

この会則は、平成 30 年４月１日から施行する。

この会則は、令和３年5月１日から施行する。

この会則は、令和５年１０月１日から施行する。

この会則は、令和８年４月１日から施行する。

# プライバシー・ポリシー
## （個人情報取扱方針）

## ○ 斜里町ファミリー・サポート・センターのプライバシーポリシー

当センターは、ファミリー・サポート・センター事業の遂行のため、会員登録などの機会を通して皆様から個人情報を提供いただいています。

提供いただいた個人情報を保護することは、当センターの基本であるとともに、社会的責務であると考えています。

当センターは、個人情報保護法その他関係法令を遵守して、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

（１）個人情報の取得

当センターは、十分な安全管理措置を講じたうえで、斜里町ファミリー・サポート・センター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動上必要な範囲で、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

（２）個人情報の利用目的

当センターは、取得した個人情報を、斜里町ファミリー・サポート・センター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動の遂行に必要な範囲内で利用します。その他の目的に利用することはありません。

上記の利用目的の変更は、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲においてのみ行い、変更する場合には、その内容を各個人に対し、原則として書面等により通知します。

（３）個人データの安全管理措置

当センターは、個人データの漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱い規程等の整備及び実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、正確性・最新性を確保するために必要かつ適切な措置を講じ、万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適当な是正対策をします。

（４）個人データの第三者への提供

当センターは、個人情報を第三者に提供するに当たり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

①法令に基づく場合

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

※自己の安否情報の確認・災害時等

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

※児童虐待情報・伝染病時等

④国及び地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することにして協力する必要がある場合であって、本人の同意を得る事により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

※犯罪捜査の協力等

（５）問合せ窓口

下記問合せ窓口にお問い合わせください。

ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきますので、あらかじめご了承願います。

（問合せ先）

〇住所

斜里町青葉町４０番地２　斜里町子育て支援センター

〇名称

斜里町ファミリー・サポート・センター

〇電話

TEL：0152-23-5355（受付時間　平日　8:45～17:30）